

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和8年2月組合議会定例会 会議録

令和8年2月19日

1 出席議員氏名

松隈 清之	末次 明	下田 辰也	伊藤 克也	池田 利幸
野下 泰弘	水田 志保	平野 達矢	大川 隆城	吉富 隆

2 欠席議員氏名

宮原 宏典 松信 彰文

3 議会録署名議員

下田 辰也 吉富 隆

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	向門 慶人	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	西山 伸一	次長	松永 康輝
次長兼情報指令課長	井上 耕一	鳥栖消防署長	永田 文隆
西消防署副署長	江頭 勇人	警防課長	吉家 巧
予防課長	中島 美弘	総務課長	大寫 邦彦
総務課参事	寺崎 浩二	総務課長補佐	園木 勝彦
総務係長	牟田 尚弘	財政係長	平野 剛

5 議会事務局員氏名

総務係員 古沢 大

6 議事日程

日程第 1 会期決定

日程第 2 議会録署名議員の指名

日程第 3 経過報告

日程第 4 管理者提案理由説明

日程第 5 鳥栖・三養基地区消防事務組合行政手続条例の一部を改正する条例

日程第 6 鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

日程第 7 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する
条例

日程第11 令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第4号）

日程第12 令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 9時30分から10時34分

（松隈議長）

おはようございます。

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合 告示第1号におきまして、
組合議会定例会が招集されました。

ただいま出席人員10人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立
いたします。

これより、令和8年2月組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

（議員）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（松隈議長）

御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により議長におい
て下田辰也議員、並びに吉富隆議員を指名いたします。

日程第3、経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、
これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4、管理者提案理由の説明を求めます。

（向門管理者）

議長

(松隈議長)
向門管理者

(向門管理者)

皆さんおはようございます。提案理由説明をさせていただきます。

本日、ここに令和8年2月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要を説明し、御審議をお願いすることといたしました。提案いたしました議案のうち、議案第1号、鳥栖・三養基地区消防事務組合行政手続条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達についてもデジタル化するなど、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号、鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正に伴い、公文書の定義など、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第3号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が育児と仕事を両立しやすい環境を整備するため、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、引用する条項及び字句の改正など、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。これは、総務省消防庁火災予防条例(例)の改正に準じ、引用する条項及び字句の改正など、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第4号)について申し上げます。今回の補正予算につきましては、既決の予算に歳入、歳出それぞれ3,085万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億4,502万7千円といたしております。歳入面では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金及び諸収入を追加する一方、組合債を減額いたしております。歳出面では、決算見込みによる調整を行うとともに、総務費において職員手当等、使用料及び積立金を追加する一方、議会費及び消防費を減額いたしております。

次に、議案第8号、令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について申し上げます。予算の総額は、歳入、歳出それぞれ17億6,145万7千円とし、前年度比0.15%の増となっております。歳入面では、令和7年度基準財政需要額で算出

いたしました各市町負担金、繰入金、諸収入及び組合債などを計上いたしております。歳出面では、総務費で人件費等経常的な経費のほか、総務費及び消防費で佐賀県内消防通信指令センター等に要する各経費などを計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、ありがとうございました。

日程第5、議案第1号、鳥栖・三養基地区消防事務組合行政手続条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

皆様おはようございます。総務課長の大寫でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議案第1号、鳥栖・三養基地区消防事務組合行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

①議案書の1ページ及び④議案参考資料の1ページから2ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法におきまして、聴聞等の通知に係る公示送達につきましても、デジタル化されたことから、当組合行政手続条例の聴聞等の通知に係る公示送達につきましても、デジタル化するなど、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、不利益処分における公示の方法による通知に関する規定の見直しでございます。

聴聞等の通知に係る公示送達につきまして、従来どおり公示事項が記載された書面を掲示場に掲示することに加えまして、例えばインターネットなどを活用し、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことなどとするものでございます。

なお、この改正につきましては、関連する国の法律の施行日に合わせまして適用といたします。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい。

詳細説明が終わりました。これより議案第1号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第1号、鳥栖・三養基地区消防事務組合行政手続条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第1号鳥栖・三養基地区消防事務組合、行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。

日程第6、議案第2号、鳥栖三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

それでは、議案第2号、鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

①議案書の2ページから3ページ、及び④議案参考資料の3ページから7ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に準じまして、本組合の情報公開制度を最新の法体系に整合させることなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは主な改正点につきまして御説明申し上げます。

まず、第2条の公文書の定義でございます。

従来は、文書や図面に加え、写真やフィルムといった媒体を列挙しておりましたが、今回の改正では、電磁的記録の定義を拡張し、より包括的な表現に改めております。

次に、第3条の適正使用に関する規定を削除しております。

これは、公開された情報の利用目的を条例で制限する必要性が薄れたことから、利用者の自由な活用を妨げないよう整理したものでございます。

続いて、第5条の公開請求の手続につきまして、請求書に記載すべき事項を簡素化し、氏名や住所、公文書を特定するための事項に限定することで、請求者の負担を軽減し、手続きの明確化を図っております。

第6条の非公開情報につきましては、個人情報保護法の改正に対応し、行政機関等匿名加工情報に関する規定を新たに追加いたしております。

また、組合の機関を主体として明記するなど、組合事務の実態に即した整理を行っております。

第8条の裁量的公開につきましては、公益上の理由により公開できる場合を明確化し、判断基準を分かりやすくしております。

第10条では、公開決定の期限について、大量の公文書が対象となる場合の取扱いにつきまして、相当部分を期限内に決定し、残りにつきましては、相当の期間内に決定することができるよう、期限の柔軟な運用を可能とするものでございます。

また、第10条の2として、第三者に関する情報が記録されている場合の通知、意見書提出の手続を明確化いたしております。第三者の権利保護を適切に図るための規定でございます。

第11条では、公文書の公開方法について、電磁的記録の公開方法を種別や情報化の状況に応じまして、実施機関が定める方法とし、視聴による公開を明記するなど、電子データの公開に対応した整理を行っております。

さらに、第12条では、閲覧及び視聴は無料とし、写しの交付などに要する費用は請求者負担とする旨を明確化いたしております。

最後に、第16条では、他の法令に基づく公開制度との調整規定につきまして、条文の参照を整理いたしまして、縦覧を閲覧とみなす規定を明確化いたしております。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日から適用いたします。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第2号の質疑を行います。

ございませんか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第2号、鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第2号、鳥栖・三養基地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。

日程第7、議案第3号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大畷総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畷総務課長

(大畷総務課長)

それでは、議案第3号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

①議案書の4ページから5ページ及び④議案参考資料の8ページから10ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、妊娠、出産に関する申出を行った職員等に対する意向確認の規定を新設するものでございます。

国の制度改正では、妊娠、出産期の職員に対して、利用可能な制度の周知、制度利用に関する意向確認、子の出生後に予想される両立困難の改善に向けた意向確認といった支援措置を講ずることが求められております。

これを受け、本組合におきましても、育児休業等に関する条例と連携させながら、任命権者が適切に意向確認を行うための規定を整備するものでございます。また同時に、3歳未満の子を養育する職員につきましても、制度の周知や意向確認を行うこと

といたしております。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日から適用といたします。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第3号の質疑を行います。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

はい、17条の次に、次の1条を加えるということで、第17条の2で妊娠出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等ということで、いわゆる、今はこの部分がなかったわけですね。要は、この確認等によってですね、いわゆる休暇を取ってということに対してですね、職員が非常に取りにくいというようなですね、そういう事にならないようにしなければならないと思うわけですよ。

今まではこういうことをしなくてよかったんですけど意向調査ということになると意向確認ということになるとやっぱり、そこでやっぱり何といいますかね、その理由を十分に述べることができるのかどうかですね、その辺り対象者のですよ、やっぱり確認をやっぱり正確に、受け止め、そして申出をしやすくなるということをしておかないとですね、この部分が非常に難しいんじゃないかなと思うわけです。やっぱり人によって職員によって、言いたい放題じゃないですけども、率直に言える人と、やっぱり言えない人も出てくるんじゃないかなと思うんです。

だからその辺りがね、やっぱりしっかりと職員の意向を十分に聞き入れるということですね、してもらわなければならないと思いますけれども、その辺りほどのように考えておられますか。

(大畷総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畷総務課長

(大畷総務課長)

平野議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、育児休業等につきましては、法律に基づきまして、消防職員にも保護された制度でございます。

取得を理由として不利益な取り扱いを行うことはできないと考えております。

また、当組合におきましては、消防力の低下を招かないように、職員配置や勤務割の工夫、各署相互の応援体制の確保等により、対応させていただきたいと考えております。

また、一時的に職員の業務負担が生じる場合も想定されますが、先ほど申しましたとおり、勤務割の調整や各種相互の応援体制の活用を行い、特定の職員に過度な負担が集中しないような組織体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

(平野議員)

はい、いいです。

(松隈議長)

他にございますか。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第3号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第3号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。

日程第8、議案第4号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大畷総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畷総務課長

(大寫総務課長)

それでは、議案第4号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

①議案書の6ページから7ページ及び④議案参考資料の11ページから13ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴いまして、本組合の制度を国の制度に適切に整合させるとともに、職員が育児と仕事を両立しやすい環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正点につきまして御説明申し上げます。

まず、第19条の部分休業の対象外となる職員の範囲についてでございます。

従来は非常勤職員のうち、勤務日数及び勤務時間を基準として対象外とする規定としておりましたが、国の制度改正に合わせて、今回の改正では、勤務日数を基準とする形に整理いたしております。

また、短時間勤務職員につきましては、従来どおり、対象外としつつ、条文の参照関係を整理し、より明確な規定といたしたものでございます。

次に、第20条につきまして、従来の部分休業を第1号部分休業とする規定の見直しでございます。

今回の改正では、従来の制度を維持しつつ、条文構造をより分かりやすく再構成したものでございます。

続いて、第20条の2、第2号部分休業の新設でございます。

国の制度改正により、従来の部分休業に加えまして、より柔軟な取得を可能とする新たな部分休業制度が創設されました。

これを受けまして、本組合におきましても、第2号部分休業を新設し、原則として1時間単位としつつ、1日単位で取得することも可能
勤務時間に端数がある場合につきましては、その端数時間も取得可能
残時間に1時間未満の端数がある場合も、その端数時間を取得可能とするなど、職員の働き方に応じた取得が可能となるよう規定を整備いたしております。

第20条の3、第20条の4につきましては、部分休業の取得期間及び年間の取得可能時間につきまして規定したものでございます。

第20条の5では、特別の事情による部分休業の変更に関する規定を新設いたしております。

これは、配偶者の入院や別居など、申出時には予測できなかった事情が生じ、部分休業の変更を行わなければ、子の養育に著しい支障が生じると認められる場合には、任命権者が変更を認めることができる旨を規定したものでございます。

その他の規定の整備といたしまして、部分休業中の給与の取扱いにつきましては、従来どおり勤務しない時間に応じて給料を減額する規定を維持いたしております。

また、部分休業の承認取消し事由につきましては、育児休業している職員が、当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合など、新たに設けた第3項変更を取消し事

由とする形に整理いたしております。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日から適用いたします。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第4号の質疑を行います。

(水田議員)

はい。

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

はい、2点ほど質問をさせていただきます。

1点目でございますが、現在の職員の皆さんの育児休業の取得状況をお尋ねいたします。

2点目でございますが、育児休業等から復帰する際に、何か実務的な課題はありますでしょうか。以上2点について、お願いいたします。

(大畷総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畷総務課長

(大畷総務課長)

水田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目。職員の育児休業の取得状況ということでございますが、職員の育児休業の取得状況につきましては、男性の育児休業制度が改正されました令和5年度以降の取得者は、本年度現在、取得可能者19名に対しまして16名で、取得率は84%となっております。

なお、未取得者につきましては、学校入校や長期研修期間と重なったため、未取得となっているところでございます。

また、育児短時間勤務者は1名で、現在も短時間勤務による業務に従事いたしております。

今後も職員への取得促進に向けた制度の周知を図りますとともに、取得しやすい環境の整備に努め、育児と職務の両立支援を推進してまいります。

次に、育児休業から復帰する際、実務的な課題はという御質問でございますが、長期の育児休業等から復帰する際には、出勤に対する感覚や資機材の変更等に戸惑うことがないように、段階的な訓練を実施いたしまして、円滑に出勤隊として復帰できるよう取り組んでいるところでございます。

また、対象者が救急救命士である場合につきましては、日常教育として実施している病院研修とは別に、復帰研修を医療機関で実施するなど、現場活動に支障が生じないように取り組んでいる次第でございます。

今後も復帰後の業務が円滑に進むよう、教育、訓練体制の充実に努めてまいります。
以上、お答えいたします。

(水田議員)

はい。

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

すいません、追加ですが、育児休業等に入るかと思うんですが、介護休暇というものもあるかと思えます。この介護休暇を取得なさっている方は、これまでにいらっしゃいますか。

(大畷総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畷総務課長

(大畷総務課長)

水田議員の御質問にお答えいたします。

介護休暇につきましては、過去に1名のみ取得となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

(松隈議長)

他にございますか。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第4号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第4号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。

日程第9、議案第5号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

それでは、議案第5号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

①議案書の8ページから15ページ及び④議案参考資料の14ページから32ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律や、他自治体の制度改正を踏まえまして、旅費制度の現代化、合理化を図る必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正点について御説明申し上げます。

まず、今回の改正では、旅費制度の基礎となる用語の意義を大幅に整理し、新たに定義を追加いたしております。管理者等、一般職員、内国旅行、外国旅行、赴任、帰任、家族、遺族など、旅費支給の判断に必要な概念を明確に定義することで、制度の適用範囲をより分かりやすくいたしております。

特に、出張の規定につきましては、従来の管内という地理的な表現から職員が在勤公署を離れて旅行するという実態に即した表現へと改めております。

次に、旅費の支給対象を整理いたしまして、従来明文化されていなかったケースを明確に規定いたしました。

具体的には、赴任に伴う異動、退職や死亡に伴う帰任、遺族の移動、さらには、証人や鑑定人など、職員以外の協力者が公務のために旅行する場合につきましても、旅費を支給できることを明確にいたしております。

これにより、実務上必要とされる旅費支給の範囲が条例上で整備されるものでござ

います。

また、旅費の種目につきましての大幅な見直しを行いました。

従来は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料といった、比較的簡素な体系でございましたが、今回の改正では、国家公務員制度に準じまして、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費などを新設いたしまして、より実態に即した体系と整理いたしております。

これにより、赴任や家族の移転など、従来、十分に対応できていなかったケースにも、適切に旅費を支給できるようになるものでございます。

さらに、電子化への対応といたしまして、旅行命令書や旅費請求書を電磁的記録で作成し、電磁的方法で通知、提出できることを明確に規定をいたしました。

これにより、事務の効率化を図るとともに、電子データの取扱いに関する法的な根拠を整備いたします。

そのほか、管理者等に随行する一般職員の旅費につきましても、管理者等と同額を支給できる規定を整備したほか、外国旅行の旅費につきましては、国家公務員基準を準用することなど、所要の改正を行うものでございます。

最後に、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に合わせまして、鳥栖・三養基地区消防事務組合、議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び鳥栖・三養基地区消防事務組合、議会の調査及び公聴会の出頭または参加者等に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましても、整合性を図るため、附則におきまして必要な改正を行うものでございます。

具体的には、議会議員、各種委員、出頭者や参加者の方に対する旅費や費用弁償の支給方法につきまして、これまでの別表による定額支給から、職員の旅費支給の基準に準じた形に見直す内容といたしております。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日から適用といたします。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第5号の質疑を行います。

ございませんか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第5号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第5号、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。

日程第10、議案第6号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

はい。予防課の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第6号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

①議案書の16ページ、④議案参考資料の33ページから35ページ、新旧対照表をお願いいたします。

令和7年11月12日、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されました。火災予防条例第7条の2、サウナ設備に関するものと、住宅における火災予防の推進として、感震ブレーカーの普及促進でございます。従来の屋内浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナな設備が増加していることから、その特性に応じた内容となるよう、簡易サウナ設備として、所要の改正が行われたものです。

この改正通知に準じまして、当組合につきましても、従来のサウナ設備とは別の種類である簡易サウナ設備としての位置付けや、設置構造に係る規定の整備、安全を確保する装置設置等、改正を踏まえた予防指導を図ってまいります。

なお、本条例におきまして、届出が必要となるものは、事業所において使用するもので、個人住居等において使用するものは届出対象ではございません。

条例の施行につきましては、令和8年3月31日としております。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第6号の質疑を行います。

ございませんか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第6号、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については原案のとおり決しました。

日程第11、議案第7号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第4号について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大畷総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畷総務課長

(大畷総務課長)

それでは、議案第7号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第4号)につきまして御説明申し上げます。

別冊②の資料、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ3,085万円を追加し、歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ1.8億4,502万7,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、緊急消防援助隊安全管理隊、指揮者整備事業につきましては、当初予算におきまして、広報連絡車両の購入について既決頂いておりましたが、その広報連絡車両を緊急消防援助隊への登録予定となりましたので、起債事業と変更いたしております。

鳥栖消防署非常用照明LED改修工事につきましては、8月の定例会で補正予算として既決頂いておりましたが、脱炭素化推進事業として同意されましたので、起債事業と変更いたしております。それぞれの事業の限度額につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

契約をいたしております各事業につきまして、起債対象事業費が確定しましたので限度額を補正いたしております。消防ポンプ自動車整備事業が6,230万円から6,160万円に減額。車両のAVM LTE化業務に5,590万円を計上しておりましたが、佐賀県、共同指令センター事業の一環として、特別交付税措置への該当となりましたので、構成市町と協議させていただき、全額減額といたしております。

鳥栖消防署浴室改修工事といたしまして、990万円から720万円に減額。鳥栖消防署トイレ改修工事が80万円から50万円に減額いたしております。

それでは、予算の詳細につきまして、事項別に御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1の負担金につきましては、3,954万1,000円の増額。款2使用料及び手数料、項2の手数料につきましては、危険物施設許可申請等で50万円を増額いたしております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は、電気自動車導入に伴うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金といたしまして、69万8,000円を増額いたしております。

款4財産収入、項1財産運用収入は各基金の預金利子で、660万2,000円を増額いたしております。

11ページをお願いいたします。

款5の繰入金につきまして、財政調整基金繰入金は、決算見込み等により1,815万4,000円を減額、退職手当基金繰入金は職員2名分の退職金として、4,158万3,000円を増額、消防施設等整備基金繰入金で、1,024万9,000円を増額いたしております。

消防設備等整備基金につきましては、主にAVM、LTE化業務につきまして、起債事業の取りやめによる増額でございます。

款7諸収入、項1預金利子は歳計現金預金利子で64万6,000円の増額。

項3雑入で108万5,000円を増額いたしております。

款8組合債は、5,190万円を減額いたしております。これは、地方債の変更及び入札差額によるものでございます。

詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款1議会費、項1議会費で、1万5,000円を減額いたしております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、3,405万6,000円を増額し、補正後の額を15億9,965万6,000円といたしております。内訳でございますが、節3職員手当等につきましては、主に退職手当として3,370万円を増額いたしております。

節4共済費につきましては負担金率等の改定に伴い、365万1,000円を減額いたしております。

13ページをお願いいたします。

節8旅費につきましては、学校入校予定者減による16万6,000円を減額、節10需用費につきましては、救急隊の感染防止服購入に伴う入札差額で、被服費を45万8,000円の減額、ガソリン税などの暫定税率廃止に伴い、燃料費を50万9,000円減額いたしております。

節11役務費につきましては、各種検査などの実施者減により、47万4,000円を減額いたしております。

節13材料及び賃借料につきましては、NHK未払い受信料として337万8,000円を増額いたしております。

節14工事請負費375万9,000円の減額につきましては、各事業などの入札差額による減額でございます。

節18負担金、補助及び交付金60万7,000円の減額につきましては、学校入校予定者減による減額でございます。

節24積立金660万2,000円を増額につきましては、各基金の預金利子等について積み立てるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項2監査委員費で1万4,000円を減額いたしております。

款3消防費、項1消防施設費は317万7,000円を減額いたしております。

内訳でございますが、節11役務費で、広報連絡車の更新に伴うリサイクル料が1万3,000円の減額

節12委託料で、消防車両のAVM・LTE化業務の契約に伴い、28万7,000円の減額

節17備品購入費で消防ポンプ車自動車等287万7,000円の減額は、それぞれ入札差額でございます。

なお、④議案参考資料の36ページから37ページに令和7年度負担金算出表、⑤議案概要説明書の1ページ、歳入、歳出の概要を添付いたしております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第7号の質疑を行います。
ございませんか。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第7号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第4号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（議員）

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

（松隈議長）

御異議なしと認めます。

よって議案第7号、令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第4号）については原案のとおり決しました。

日程第12、議案第8号、令和8年度鳥栖三養基消防事務組合予算について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

（大寫総務課長）

はい、議長

（松隈議長）

大寫総務課長

（大寫総務課長）

それでは、議案第8号、令和8年度鳥栖三養基地区消防事務組合予算につきまして御説明申し上げます。

別冊③の資料、令和8年度、鳥栖三養基地区消防事務組合予算、1ページをお願いいたします。歳入、歳出予算の総額は歳入、歳出それぞれ17億6,145万7,000円としており、前年度比271万円の増額となっております。

5ページをお願いいたします。

第2表の継続費でございます。

本事業は、佐賀県内消防通信指令センター等共同運用に伴う構築に係る個別経費を継続費として設定いたしまして、総額2億8,285万3,000円を3か年度にわたり執行するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございますが、佐賀県内消防通信指令センター等共同運用に伴う構築にかかる個別経費の限度額が8,480万円、佐賀県内消防通信指令センター等共同運用に伴う構築管理に係る負担金の限度額が150万円、佐賀県内消防通信指令センター等共同運用に伴う構築に係る共通経費の限度額が2,660万円、西消防署

照明LED化改修設計業務の限度額が40万円でございます。

それでは歳入、歳出予算の詳細につきまして、事項別に御説明申し上げますので、12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金で、16億50万5,000円を計上しており、前年度比6,097万2,000円の増額となっております。

負担金につきましては、地方交付税の算定額を基礎としております関係で、基準財政需要額に係る消防費の単位費用が、1万2,300円、救急業務費が3,143円となったこと。また、高速道路救急特別交付税及び令和7年度までの組合債に対する普通交付税措置が増額となったところでございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料の19万円につきましては、自動販売機設置料でございます。また、項2の手数料は、危険物施設の許可申請などに係る手数料で369万円といたしております。

款3国庫支出金につきましては、科目設定でございます。

13ページをお願いいたします。

款4財産収入、項1財産運用収入は各基金の預金利子として、285万2,000円、項2財産売払い収入につきましては科目設定でございます。款5繰入金でございますが、財政調整基金繰入金、退職手当基金繰入金は科目設定、消防施設等整備基金繰入金は、防火服の更新及び佐賀県内消防通信指令センター等共同運用に伴う経費などに充当するため、1,885万4,000円の繰入れを予定いたしております。

款6繰越金につきましては項目設定でございます。

14ページをお願いいたします。

款7諸収入、項1預金利子につきましては項目設定、項2高速自動車国道救急業務支弁金は456万4,000円を計上いたしております。

これは、高速道路で救急業務を行う消防本部が、救急隊1台を維持するために必要な経費、管轄するインター数、出動件数などにより算出した額につきまして、西日本高速道路株式会社へ請求するものでございます。

項3雑入につきましては、危険物安全協会からの負担金と佐賀県防災航空隊へ派遣している職員1名及び佐賀県消防学校へ派遣予定の職員1名の人件費相当額となる交付金で、1,749万6,000円を計上いたしております。

款8組合債につきましては、説明欄に記載の事業等を予定しており、1億1,330万円を記載する予定でございます。

15ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款1の議会費で39万1,000円を計上いたしております。

次に、款2総務費の項1総務管理費、目1一般管理費を15億8,067万6,000円としており、前年度比6,880万6,000円の増額となっております。

内訳でございますが、節1報酬につきましては、255万9,000円、節2給料で6億687万6,000円、節3職員手当等で、5億1,250万5,000円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

節4共済費が2億3,226万3,000円、節7報償費で13万1,000円、節8旅費は498万3,000円を計上いたしております。

これは、学校入校、救急救命士研修などでございます。

節9交際費は7万円、節10需用費は5,608万2,000円を計上しておりますが、消防被服、消耗品費、光熱水費など経常的な経費でございます。

17ページをお願いいたします。

節11役務費の2,232万8,000円につきましては、情報通信料や健康診断料などでございます。

節12の委託料は5,530万5,000円を計上しておりますが、主なものにつきましては、消防救急デジタル無線、消防指令システム、消防OAシステム等の保守業務に伴う委託業務、特定屋外タンク開放点検審査委託料及び令和9年度に改修を計画しております西消防署照明LED化改修設計業務費でございます。

18ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料で2,128万6,000円を計上しておりますが、主なものにつきましては、人事総合システム等使用料、OA機器のリース料などでございます。

節14工事請負費につきましては、鳥栖消防署LED改修工事、西消防署パネル看板製作設置工事として91万3,000円を計上いたしております。

節17備品購入費126万7,000円は、事務用机などの庁用器具のほか、地域の防災意識の向上及び次世代への防火教育の一環として、子供用防火服の購入をお願いしたいと考えております。

節18負担金、補助及び交付金の4,137万8,000円につきましては、救急救命士研修や学校入校、佐賀県内消防通信指令センター等共同運用の管理や共通経費などの負担金などでございます。

19ページをお願いいたします。

節21補償、補填及び賠償金につきましては科目設定、節24積立金につきましては、2,220万9,000円を計上しておりますが、財政計画に基づきまして積立てをお願いしたいと考えております。

節26公課費の52万円は、車両に係る重量税及び国家試験に合格した救急救命士の登録免許税でございます。

款2総務費、項2監査委員費は5万円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

款3消防費で1億1,373万8,000円といたしております。内訳でございしますが、節12の委託料は、佐賀県内消防通信指令センター等共同運用に伴う個別経費、8,485万6,000円を計上いたしております。

節17の備品購入費で2,888万2,000円を計上しておりますが、主に消火用器具として、防火服更新に伴う費用でございます。

款4の公債費でございしますが、元金で6,080万5,000円

21ページをお願いいたします。

利子で79万7,000円の合計6,160万2,000円を計上いたしております。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

22ページをお願いいたします。

款5予備費につきましては、500万円といたしております。

なお、④議案参考資料の38ページから40ページに令和8年度負担金算出表と性質別歳入、歳出一覧、⑤議案概要説明書の2ページに歳入、歳出の概要を添付いたしております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。これより議案第8号の質疑を行います。
ございませんか。

(野下議員)

はい。

(松隈議長)

野下議員

(野下議員)

質問させていただきます。

今回の予算には、広報費が計上されておりませんが、実際には学校への授業や各地域に職業体験などの取組を実施されており、子供たちにとって非常にいい学びの場となっていると同時に火災、災害への興味関心を持つための良い取組だと考えます。

また、将来的に消防職員の就職、消防団への加入につながると考えますが、予算をつけることでもっと良い取組や事業の構築ができるので、今後、予算化の検討はできないのか。

そしてもう1点がSNSです。

フェイスブックで368名のフォロワー、インスタグラムで1,370名のフォロワーが現在おりますが、こちらで日々の活動や防災や、先日決まりました条例、林野火災注意報なども告知されております。投稿の作りも非常に上手くリールの閲覧数上位のもので、1投稿11.3万ビューがついたものもございました。フェイスブック、インスタグラムの運営元のメタ社での有料広告機能を活用することで、鳥栖・三養基地区に安く多くの情報を提供できると考えます。

この機会に火災予防運動の時期だけなどでいいので、広報に予算を取り周知を強化の取組はできないのか、お伺いさせていただきます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

野下議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、広報に関する御質問についてでございますが、学校での授業や各地域における職業体験につきましては、子供たちが火災や災害への理解と関心を深め、防災意識を高める上で大変有意義な取組であると認識をいたしております。

また、将来的な消防職員への志望や消防団への加入につながることも、期待できる重要な活動であると考えております。

現在、これらの取組は既存事業の中で工夫しながら、実施しているところでございますが、より効果的で継続的な取組とするためには、一定の財源確保も必要であると認識をいたしております。今後の事業効果や必要性を十分に検証させていただきながら、予算化の可能性について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、SNSを活用した広報についてでございますが、本消防本部では、フェイスブックやインスタグラムを活用し、日々の活動状況をはじめ防災情報や条例の周知、林野火災注意報等の情報発信に努めております。御指摘のとおり、多くの閲覧や反響を頂いており、情報発信手段として一定の効果があるものと認識をいたしております。

御提案の有料広告の活用につきましては、費用対効果や情報の到達範囲、運用体制等を踏まえる必要がございますが、火災予防運動期間など効果的な時期における周知強化の手法の一つとして、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

今後とも、住民の防災意識の向上と火災予防の推進に資する効果的な広報活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

(松隈議長)

他にございませんか。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

級別の職務内容です、6級に次長・課長・署長・参事・副署長・分署長・室長

ということで、この職務内容等でですね、はっきりとしたその職務の分別ができてい
るのかどうかですね。

要は今7級制をとっておられるということで、このあたり6級にですね、このよう
に次長から室長まで上げておりますけれども、この仕事の内容によってですね、現状
の7級制で十分なのか。役職ということで8級制導入等ですね、お考えというもの
は、その職務の内容によってですね、6級でこれだけということであれば、分ける時
期がきてるんじゃないかなと思ったんですよ。

そのあたりは現状で十分なのか、あくまで事務方としてどのように考えておられる
のか。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

平野議員の御質問にお答えさせていただきます。

当組合の級別の給料表につきましては、当組合職員の階級等に関する規則によりま
して、詳細に区分をしているところでございます。

議員御指摘の8級制、というところでございますが、当組合につきましては、構成
市町に準じて給料表を定めておりますので、今後、構成市町等からの情報等を頂きな
がら、前向きな検討をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

(平野議員)

わかりました。

(松隈議長)

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第8号、令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算については、原案のと
おり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第8号、令和8年度鳥栖三養基地区消防事務組合予算については原案のとおり決しました。

これをもちまして、令和8年2月組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 10時34分

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和8年 3月 3日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

下田辰也

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

吉島隆
